給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月31日

新潟県人事委員会

委員長　　鶴　巻　　克　恕

新潟県人事委員会規則第６－1742号

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則の一部を改正する規則

給料等を控除しない場合の取扱に関する規則（規則第６－２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（給料等の控除の特例） **第２条**　一般職員給与条例第４条及び市町村立学校職員給与条例第16条の２の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(8)　（略） (9)　消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第１項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた職員が、消防団員としての活動に従事する場合　そのつど所属長が必要と認める時間又は期間 (10)　（略） ２　（略）	（給料等の控除の特例） **第２条**　一般職員給与条例第４条及び市町村立学校職員給与条例第16条の２の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(8)　（略） (9)　（略） ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。